

○奈良県警察行方不明者発見活動に関する訓令

(平成23年12月 9 日本部訓令第22号)

[沿革] 平成24年 3 月本部訓令第 8 号、25年12月第22号、26年 2 月第 7 号、27年12月第13号、28年 2 月第 3 号、31年 4 月第13号、令和元年 6 月第17号、 3 年 1 月第 1 号、 8 月第12号改正

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）、行方不明者発見活動に関する細則（平成27年警察庁訓令第 3 号）、行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について（平成24年 3 月19日付け警察庁丙生企発第10号、丙地発第12号、丙少発第 7 号、丙刑企発第13号、丙捜一発第10号、丙鑑発第 7 号）、死体取扱規則等の一部を改正する規則の運用上の留意事項について（平成27年 2 月27日付け警察庁丁鑑発第2 2 2号、丁生企発第1 0 8号、丁刑企発第10号、丁捜一発第16号）その他別に定めがあるもののほか、奈良県警察における行方不明者発見活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(警察署長の指揮)

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により行方不明者届を受理したとき及び規則第 9 条第 1 項の規定により引継ぎを受けたときは、事件性を考慮した上で次の各号に掲げる事項について直接指揮するものとする。

- (1) 行方不明者発見活動のための体制の確保
- (2) 規則第 9 条に規定する行方不明者届に係る事案の引継ぎ
- (3) 規則第11条に規定する特異行方不明者の判定
- (4) 規則第14条に規定する行方不明者に係る資料の公表
- (5) 規則第21条に規定する特異行方不明者手配
- (6) 規則第24条の 2 第 1 項に規定する特異行方不明者等資料の D N A 型鑑定の嘱託
- (7) その他署長が必要と認める事項

2 署長は、前項の規定により指揮したときは、その内容を行方不明者事案指揮簿（別記様式第 1 号）に記載しておかなければならない。

(警察署長の指揮の代行)

第 4 条 急速を要し、又は不在その他の理由（次項に規定する場合を除く。）により、

署長が前条第1項に規定する事項を直接指揮することができない場合にあっては副署長又は次長（以下「副署長等」という。）が、署長及び副署長等がともに指揮することができない場合にあっては生活安全課長が代わって指揮するものとする。

2 執務時間外（奈良県の執務時間を定める規則（平成元年5月奈良県規則第6号）に定める執務時間以外の時間をいう。）における前条第1項に規定する事項の指揮は、署長が直接指揮する場合を除き、当直長等（当直勤務における当直長及び閉庁日等勤務（日曜日から木曜日まで（当該曜日の翌日が休日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日をいう。以下同じ。）である日を除く。）の勤務時間のうち午後5時15分から午後7時までの間及び月曜日から金曜日まで（当該曜日が休日である日を除く。）の勤務時間のうち午前6時から午前8時30分までの間並びに日曜日、土曜日又は休日の午前8時30分から午後5時15分までの間の勤務をいう。）における統括責任者（当直勤務における当直長に相当する者をいう。）をいう。）が行うものとする。

3 前2項の規定により署長の指揮を代行した者は、その内容を行方不明者事案指揮簿に記載し、事後速やかに署長の承認を受けなければならない。

（届出人に対する説明）

第5条 規則第7条第2項の規定による説明は、届出人の皆様へ（別記様式第2号）により行うものとする。

（行方不明者届受理票）

第6条 規則第7条第3項に規定する行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

（行方不明者に係る事項の報告）

第7条 規則第8条第1項に規定する奈良県警察本部の行方不明者発見活動を主管する課は、生活安全部人身安全対策課とする。

2 規則第8条第1項及び第4項の規定による報告は、受理票により行うものとする。

（行方不明者届出引継書等）

第8条 規則第9条第2項に規定する行方不明者届引継書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

2 規則第9条第3項の規定による報告及び警察本部長（以下「本部長」という。）を通じて行う事案の引継ぎは、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）を経て行うものとする。

（特異行方不明者の報告）

第9条 規則第11条第2項の規定による本部長への報告は、奈良県警察処務規程（昭和

41年12月奈良県警察本部訓令第18号) 第41条の規定により行うものとする。特異行方不明者に該当すると判定して本部長に報告した者がこれに該当しないと判定したときも、同様とする。

(身元不明死体票)

第10条 規則第16条に規定する身元不明死体票の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(迷い人についての報告等)

第11条 規則第19条第1項の規定による署長への報告は、迷い人票(別記様式第6号)により行うものとする。

2 規則第19条第2項の規定による行方不明者届の有無の確認は、奈良県警察照会業務実施要領の制定について(平成15年4月例規第20号)第2の1の(1)に規定する行方不明者照会及び奈良県警察情報管理システム運用管理規程(平成15年4月奈良県警察本部訓令第8号)第3条第1号に規定する県警察情報管理システムにより行うものとする。この場合において、迷い人の身元が判明しないときは、迷い人照会書(別記様式第7号)により人身安全対策課長を経て、県内の他の警察署又は他の都道府県警察が受理した行方不明者届の有無を確認するものとする。

(特異行方不明者手配書等)

第12条 規則第22条第1項に規定する特異行方不明者手配書の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

2 規則第22条第2項の規定による報告及び本部長を通じて行う特異行方不明者手配は、人身安全対策課長を経て行うものとする。

(特異行方不明者等資料のDNA型鑑定の嘱託等)

第12条の2 規則第24条の2第1項の規定による届出人の求めがあったときは、当該届出人から申立書(別記様式第8号の2)を徴するものとする。

2 規則第24条の2第1項の規定による特異行方不明者等資料の提出を受けるときは、同項各号に掲げる者から同意書(別記様式第8号の3又は別記様式第8号の4)及び提出書(別記様式第8号の5)を徴するとともに、預り書(別記様式第8号の5)を作成するものとする。この場合において、当該資料の処分意見について明らかにしておくものとする。

3 前項の提出を受けた特異行方不明者等資料を当該提出をした者に返還するとき、当該提出をした者から受領書(別記様式第8号の5)を徴するものとする。

4 前3項に掲げるもののほか、規則第24条の2第1項の規定によるDNA型鑑定の嘱託については、別に定めるところによる。

(行方不明者発見票等)

第13条 規則第25条第3項に規定する行方不明者発見票の様式は、別記様式第9号のとおりとする。

2 規則第25条第5項の規定による報告及び本部長を通じて行う受理署長に対する通知は、人身安全対策課長を経るものとする。

(届出人に対する通知の同意)

第14条 規則第26条第2項の規定により行方不明者の同意を得て、届出人に通知をする場合は、当該行方不明者本人から同意書(別記様式第10号)を徴しておくものとする。

(特異行方不明者手配解除通報書等)

第15条 規則第29条第2項に規定する特異行方不明者手配解除通報書の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

2 規則第29条第3項の規定による報告及び本部長を通じて行う特異行方不明者手配の解除は、人身安全対策課長を経るものとする。

(委任)

第16条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日本部訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日本部訓令第22号)

この訓令は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年2月24日本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年3月4日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成27年12月15日本部訓令第13号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月19日本部訓令第3号)

この訓令は、平成28年2月26日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日本部訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年6月28日本部訓令第17号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和3年1月22日本部訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和3年8月2日本部訓令第12号）

この訓令は、令和3年8月26日から施行する。

(別記様式省略)